

川崎市保育所入所児童等の健康管理に関する要綱

27 川市子推第 1417 号

こども本部長決裁

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、保育を必要とする全ての乳児又は幼児が、心身ともに集団保育の恵沢を享受できるよう健康管理の万全を期することを目的とするとともに、川崎市附属機関設置条例（平成 27 年川崎市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、川崎市保育所入所児童等健康管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、入園前健康診断とは、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）を利用することが予定されている保育を必要とする乳児又は幼児について保育所等への受入れの審査をする際に実施する健康診断をいう。

第 2 章 入園前健康診断の実施

(実施日時などの決定)

第 3 条 福祉事務所長は、保育所等への受入れの審査に際し、あらかじめ当該保育所等の施設長に連絡をし、入園前健康診断の実施について日時及び場所等の必要事項を決めるよう依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた施設長は、嘱託医に入園前健康診断の実施を依頼するとともに、その実施について日時及び場所等の必要事項を嘱託医と協議の上決定し、福祉事務所長に連絡するものとする。

(保護者への通知)

第4条 福祉事務所長は、保育所等を利用することが予定されている保育を必要とする乳児又は幼児の保護者に入園前健康診断の実施について通知するとともに、健康記録表を送付するものとする。

(健康診断表の記入)

第5条 前条に規定する通知を受けた保護者は、送付された健康記録表に従い、家族構成及び既往症等健康診断に必要な事項を記入し、保育所等に提出するものとする。

(健康診断の内容)

第6条 嘱託医は施設長の依頼に基づき、入園前健康診断を実施する。

2 入園前健康診断の健診内容は、保育園医の手引、7「健康診断基準」によるものとする。

(健康診断結果の報告)

第7条 嘱託医は、施設長を通じ、入園前健康診断の結果を福祉事務所長に報告するものとする。この場合において、健康管理上特に注意を要する児童については、その注意事項を提示するとともに、必要に応じて療育センター等、関係機関との協議に付するよう勧告することができる。

(委員会への付託等)

第8条 福祉事務所長は、入園前健康診断において嘱託医から健康管理上特に注意を要するという意見を付された乳児又は幼児については、関係書類を付し委員会に審査を付託する。

2 福祉事務所長は、療育センター等関係機関との協議に付するよう勧告を受けた乳児又は幼児については、関係書類を付し、療育センター等関係機関の長に協議した後、その結果に基づき委員会に審議を付託する。

第3章 委員会

(権限)

第9条 委員会は、入所児童等の健康管理について、医療及び必要に応じて教育、福祉を含めた総合的な立場からこれを審議し、意見を述べるとともに、必要に応じ指導、助言及び資料の提供等を行う。

(委員の構成)

第10条 条例別表第1に規定する委員の構成は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 医師 川崎市医師会代表
- (2) 学識経験者 保育園関係者
- (3) 市職員 保育・子育て推進部長

(副会長)

第11条 委員会に副会長1人を置く。

- 2 副会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長を補佐する。

(幹事等)

第12条 委員会に幹事若干人を置くことができる。

- 2 幹事は、委員の互選により定める。
- 3 幹事は、委員会事務局長を担う。
- 4 委員会において、調査審議事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、又は意見を求めることができる。

(常任部会)

第13条 第9条に規定する事項のうち、判断に緊急性を必要とする事項、または典型的に判断が可能である事項を円滑に処理するため、条例第8条の規定に基づき、常任部会を置く。

- 2 常任部会は、第10条第1号及び第3号の者をもって構成する。

3 常任部会における審議事項及び審議結果については、次に開催される委員会に報告するものとする。

(委員会の審議等)

第 14 条 委員会の会長は、第 8 条の規定により福祉事務所長等から審議の付託を受けた場合は、これを次に開催される委員会の審議に付し、その意見を福祉事務所長等に通知するものとする。

(委員会の意見の尊重)

第 15 条 福祉事務所長等は、前条に規定する委員会の意見を尊重しなければならない。

(出席に対する謝礼)

第 16 条 委員会開催時において、第 10 条 1 項第 1 号第 2 号の委員に謝礼を支給する。

(庶務)

第 17 条 委員会及び常任部会の庶務は、こども未来局保育・子育て推進部運営支援・人材育成担当において処理する。

附則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(川崎市保育園在園児健康管理要綱の廃止)

2 川崎市保育園在園児健康管理要綱（昭和 53 年 11 月 1 日施行）は廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 2 9 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。